

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 町営土地改良事業の認可
数人が共同して行なう土地改良事業の認可
土地改良区の役員が退任し、又は就任した旨
の届出
公有水面の埋立の追認

告示

鳥取県告示第二十一号

八頭郡郡家町から申請のあつた町営土地改良（福地地区農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定によ

り告示する。

昭和四十年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十二号

八頭郡佐治村大字葛谷一三七番地二 藤岡盛治ほか十三人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（開畑）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ

れ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、
同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩吉土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 奥田 賢治 鳥取市岩吉

〃 吉田 実 〃

〃 片山 一郎 〃

〃 石原 善雄 〃

〃 吉田 米治 〃

〃 宮部 豊治 〃

〃 鳥羽 正明 〃

〃 森本 愛雄 〃

〃 吉田 忠晴 〃

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 奥田 賢治 鳥取市岩吉六三番地の三

〃 吉田 実 〃 四四番地

〃 片山 一郎 〃 五八番地

〃 石原 善雄 〃 二四五番地二

〃 吉田 米治 〃 二二二番地

〃 宮部 豊治 〃 二一八番地

〃 鳥羽 正明 〃 二三八番地

〃 森本 愛雄 〃 二二七番地

〃 吉田 忠晴 〃 四五番地の一

昭和三十九年七月十六日通常総会において総選挙の結果

果当選し八月十七日就任 任期二年

妻波土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 松井 輝男 東伯郡大栄町大字妻波

〃 荒尾 角次 〃

〃 荒尾 稔 〃

〃 中波 定好 〃

〃 阪本 和章 〃

〃 米田 康磨 〃

〃 西田 善藏 〃

〃 白髪 繁藏 〃

〃 浜坂 進 〃

〃 山下 定明 〃

〃 堀本幸右衛門 〃

〃 岡田 勝正 〃

〃 豊田 博康 〃

〃 川崎 友輝 〃

〃 米田千太郎 〃

〃 米田 功 〃

〃 吉田 芳松 〃

〃 山田 正儀 〃

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 松井 輝男 東伯郡大栄町大字妻波一、二三一

〃 荒尾 角次 〃 七二二

〃 荒尾 稔 〃 七二六

〃 中波 定好 〃 一、二三七

〃 阪本 和章 〃 七〇三

〃 米田 康磨 〃 一、二六一ノ一

〃 西田 善藏 〃 一、二六一ノ二

〃 白髪 繁藏 〃 一、三三三ノ三

〃 浜坂 進 〃 一、二〇三

〃 山下 定明 〃 一、二一七ノ一

〃 堀本幸右衛門 〃 七四三

〃 岡田 勝正 〃 七〇五

〃 豊田 博康 〃 一、一三六

〃 川崎 友輝 〃 一、二一五

〃 池口 繁寿 〃 一、二八七

昭和三十九年七月二十五日臨時総会において総選挙の結果

当選し、八月六日就任 任期二年

監事 米田 功 東伯郡大栄町大字妻波一、二一一

〃 吉田 芳松 〃 一、二六九

〃 山田 正儀 〃 一、二六四

昭和三十八年七月二十二日臨時総会において、総選挙

の結果当選し同年八月六日就任 任期二年

青谷町西町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 沢蔵 気高郡青谷町大字青谷

田中 賢一

田中 平蔵

田内 兵一

北村亀太郎

田中 国秋

田中 清

監事 小谷 栄一

久野 晴義

尾崎 武二

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田中 沢蔵 気高郡青谷町大字青谷四四六二番地

田中 賢一 四三三一番地

田中 清 露谷五四番地一

山本 伸一 青谷三八二八番地

磯辺明治郎 四三一三番地

田内 兵一 四四五一番地

田中 順 井手五六一番地

監事 久野英太郎 青谷四三三七番地

田内 平蔵 四四三一番地

青木 清仁 露谷六一番地

昭和三十九年九月二十五日通常総会において総選挙の結果当選し十一月二十日就任 任期四年

大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥田 勝蔵 鳥取市岩吉

昭和三十九年十一月二十四日死亡により退任

豊田井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 公男 米子市古豊千

昭和三十九年十一月五日死亡により退任

鳥取県告示第二十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、昭和四十年一月十二日次のとおり公有水面の埋立を追認したので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の追認を受けた者

米子市長 河合 弘道

二 埋立の場所及び面積

米子市陰田町六四九の四、六四九の五地先中海

七八四二、四七平方メートル

三 埋立の目的

公営住宅建設事業のための宅地造成

四 埋立工事の期限

昭和四十年六月三十日まで